

本件については本日、経済産業省からも発表予定

平成20年9月24日
中部経済産業局

日本高周波鋼業株式会社富山製造所に対する行政処分について
(日本工業規格表示認定の取消し)

工業標準化法に基づく認定製造業者である日本高周波鋼業株式会社富山製造所に対して立入検査を行った結果、高速度工具鋼鋼材（JIS G4403）について、JISに規定された試験の一部を行っていないなど鉋工業品の検査設備、検査方法、品質管理方法等その他品質の保持に必要な技術的生産条件が適正でないと認められたため、9月24日付けで日本工業規格表示認定の取消し処分を行いました。

平成20年9月24日、工業標準化法の一部を改正する法律附則第4条第3項によりなおその効力を有するものとされる改正前の工業標準化法（以下「旧法」という。）第23条の規定に基づき、以下のとおり日本工業規格表示認定の取消し処分を行いました。

1. 処分の対象となる認定製造業者の名称等

名称：日本高周波鋼業株式会社 富山製造所

所在地：富山県射水市八幡町3丁目10番15号

指定品目：工具鋼

日本工業規格番号	名称	等級又は種類
JIS G 4401	炭素工具鋼鋼材	
JIS G 4403	高速度工具鋼鋼材	タングステン系、モリブデン系
JIS G 4404	合金工具鋼鋼材	切削工具用、耐衝撃工具用、冷間金型用、熱間金型用

認定番号：464021

認定年月日：昭和39年6月26日

2. 処分の内容

旧法第23条の規定に基づく日本工業規格表示認定の取消し

3. 処分の理由

旧法第22条第1項の規定に基づく立入検査の結果、高速度工具鋼鋼材について、長期間にわたりJISに規定する試験の一部を行っていないなど、旧法第23条に規定する「指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当せず、鋳工業品の検査設備、検査方法、品質管理方法等その他品質の保持に必要な技術的生産条件が適正でない」と認められたためです。

なお、本件は6月11日に当省が報道発表した「高炉5社等による品質管理に関する総点検の結果について」において既に公表されているもので、一般の発表は、聴聞等の所定の手続きを経て処分が確定されたために改めて行ったものです。

なお、当省としては、既に同社に対して製品納入先への説明など、必要な具体的対策をとるよう指導し、同社はこれに対応しているところです。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 産業技術環境局 認証課

担当：吉田課長補佐、津金課長補佐

電話：03-3501-1511（内線 3441～4）

03-3501-9473（直通）

中部経済産業局 地域経済部 産業技術課

担当：正木課長、片岡課長補佐

電話：052-951-2774（直通）